

(キ) 地域住民への普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。

実施内容・方法

- (1) 普及啓発に係る既存の講演会等の内容・頻度等を確認し、新たな普及啓発の必要性について検討。
- (2) 必要な場合、地域住民向けの普及啓発の内容、目標等を含む実施計画案を作成。
- (3) 在宅医療や介護サービスで受けられるサービス内容や利用方法等について、計画に基づき、講演会等を開催。
- (4) 在宅医療、介護サービスで受けられるサービス内容や、利用方法等について地域住民向けのパンフレット、等を作成し、配布するとともに、市区町村等のホームページ等で公表。
- (5) 作成したパンフレット等は医療機関等にも配布する。なお、必要に応じて、医療機関等での講演を行うことも考慮する。

留意事項

- 老人クラブ、町内会等の会合へ出向いての小規模な講演会等も効果的である。

【まちづくり
出前トーク】



出典:「地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療・介護連携の推進における、実践的な市町村支援ツールの作成に関する調査研究事業」(横須賀市提供資料) (平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 野村総合研究所)

(横須賀市提供資料)

(鶴岡地区医師会)

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について協議する。



実施内容・方法

- (1) 隣接する市区町村の関係部局、病院関係者、医師会及び介護支援専門員協会等の医療・介護の関係団体、都道府県関係部局、保健所等が参加する会議を開催し、広域連携が必要となる事項について、検討する。
- (2) 検討事項に応じて、当該検討事項に係る関係者の参画する会議の開催を検討する。
- (3) 例えば、情報共有の方法について検討する場合は、都道府県や保健所の担当者の支援のもと、各市区町村の担当者や、医療・介護関係者が集まり、情報共有に関する具体的な方法や様式の統一等について検討する。
- (4) 統一された情報共有の方法や様式等を、連携する市区町村の地域の医療・介護関係者に周知する。

留意事項

市区町村が、当該市区町村の境界を越えて取組を実施するためには、都道府県、都道府県医師会等との協力が不可欠である。特に病院への協力依頼等は、都道府県が支援することが望ましい。また、都道府県等の協力においては、特に医療との接点が多い保健所の協力を得ることも考慮する。

在宅医療・介護連携推進事業実施状況調査結果について

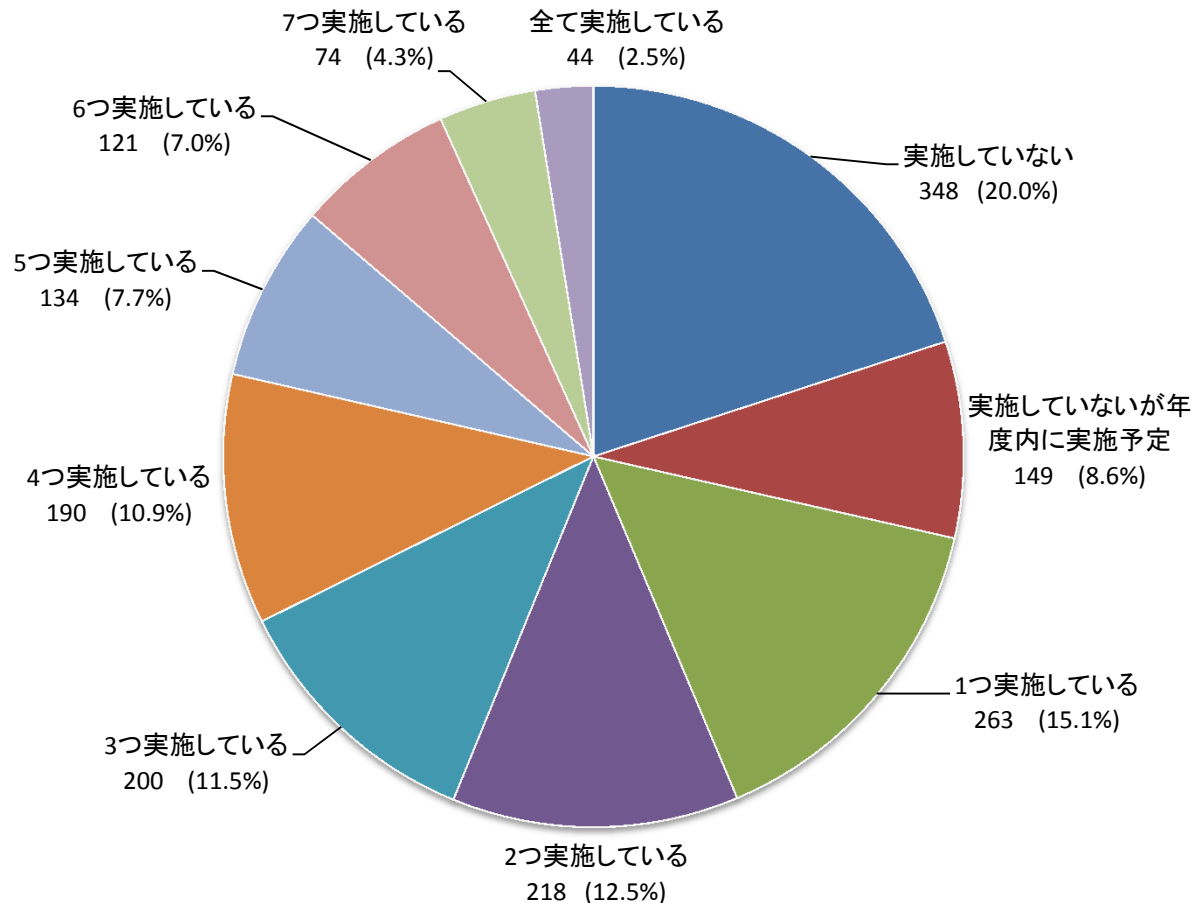
○調査目的 在宅医療・介護連携推進事業については、介護保険の地域支援事業に位置付けられ、実施可能な市町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市町村で実施することとしている。

このため、全国の市町村における在宅医療・介護連携推進事業の実施状況を把握し、事業の円滑な導入及び充実に向けて必要な基礎資料を得ることを目的とした。

○調査対象 全国1,741 市町村

○調査時期 平成27年9月 （平成27年8月1日現在の状況）

○ 市町村における在宅医療・介護連携推進事業の実施状況 (n=1,741)



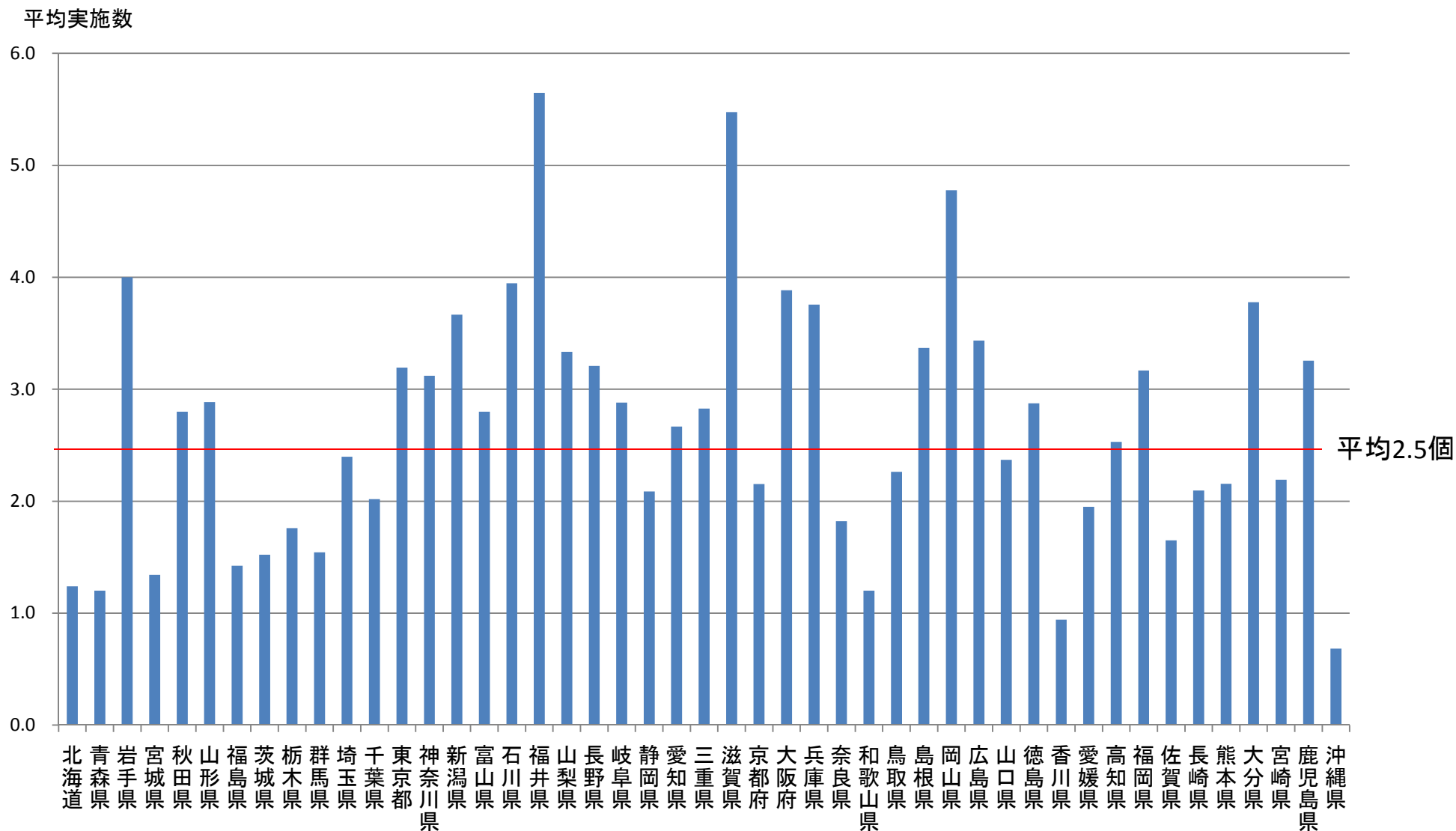
市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の各取組

(ア)～(ク) 毎の実施状況

	実施している	年度内に実施予定	実施していない
(ア)地域の医療・介護の資源の把握	671(38.5%)	374(21.5%)	696(40.0%)
(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	763(43.8%)	250(14.4%)	728(41.8%)
(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	331(19.0%)	177(10.2%)	1,233(70.8%)
(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援	439(25.2%)	212(12.2%)	1,090(62.6%)
(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援	380(21.8%)	79(4.5%)	1,282(73.6%)
(カ)医療・介護関係者の研修	675(38.8%)	215(12.3%)	851(48.9%)
(キ)地域住民への普及啓発	517(29.7%)	245(14.1%)	979(56.2%)
(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	549(31.5%)	122(7.0%)	1,070(61.5%)

(n=1,741)

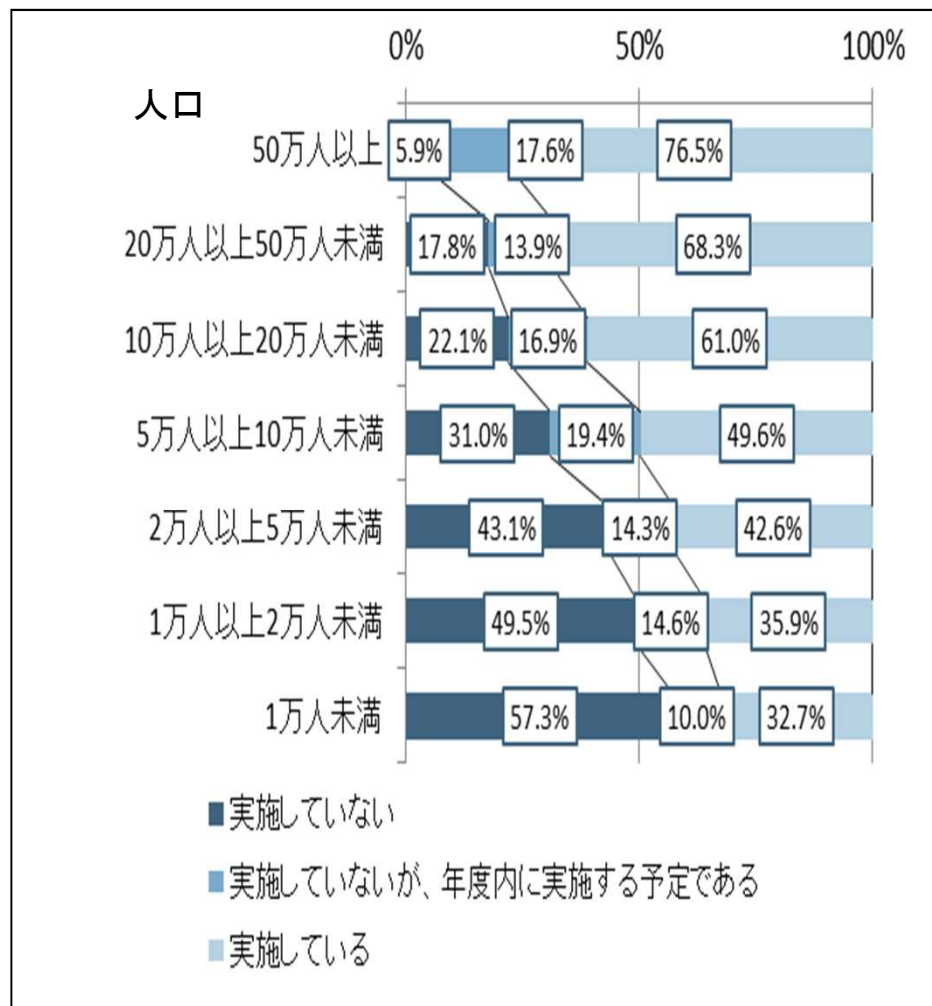
市町村における在宅医療・介護連携推進事業の平均実施数



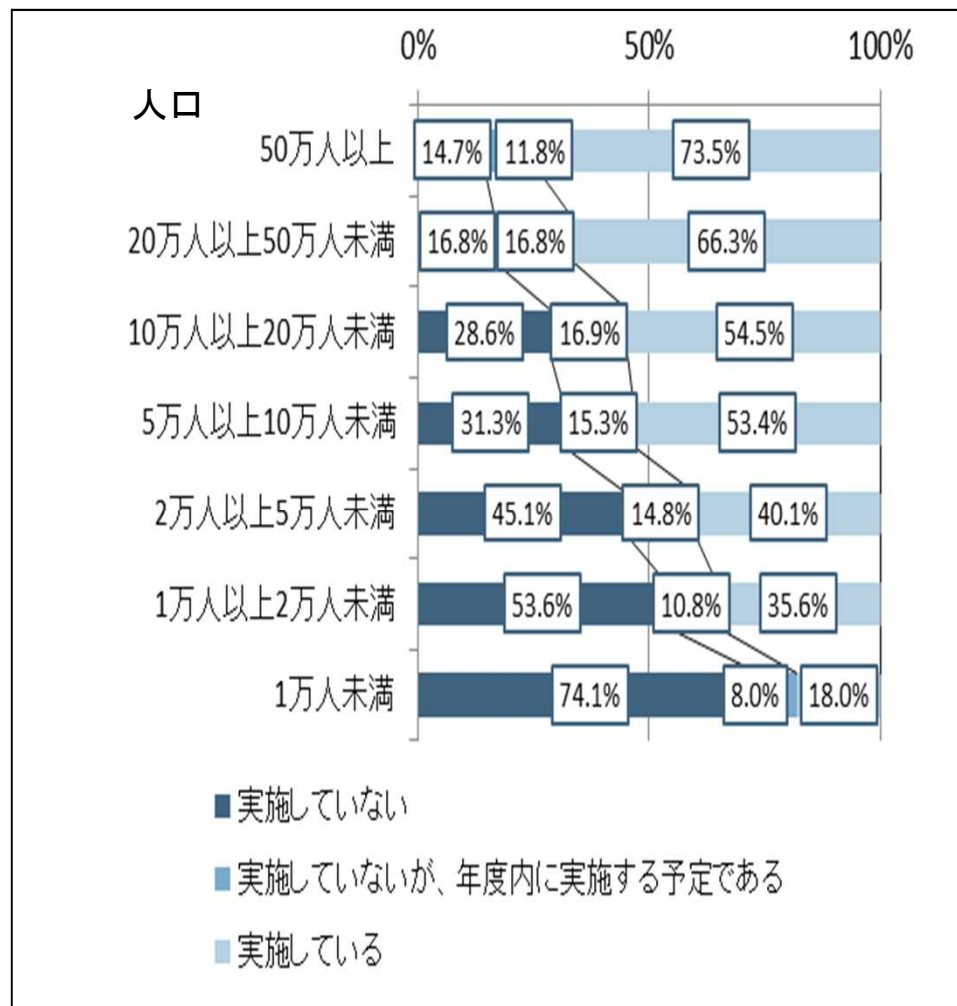
人口規模別の在宅医療・介護連携推進事業の実施状況

※特に顕著な差がある(イ)と(カ)について例示

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討



(カ) 医療・介護関係者の研修

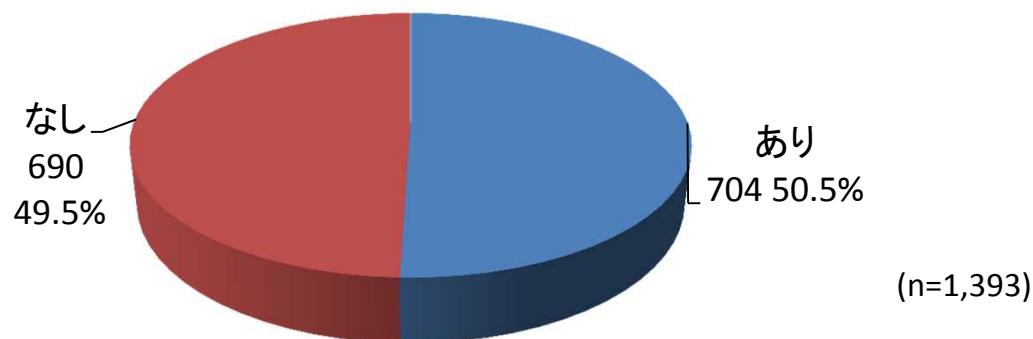


小規模な市町村ほど取組が遅れている傾向

(n=1,741)

市区町村における在宅医療・介護連携推進事業の 事業委託、共同実施、都道府県の支援状況

- 在宅医療・介護連携推進事業の(ア)～(ク)の取組のうち、都道府県(保健所)の支援の有無について ※(ア)～(ク)の取組のうち、1つ以上該当した市町村数



(参考)在宅医療・介護連携推進事業の(ア)～(ク)の取組の平均実施数が多かった上位3県の市町村のうち、都道府県・保健所による市町村支援があったと回答した割合

	平均実施数	都道府県・保健所による支援の割合
福井県	5.6	94.1% (17市町村中16市町村)
滋賀県	5.5	94.7% (19市町村中18市町村)
岡山県	4.8	74.1% (27市町村中20市町村)

人口規模別の在宅医療・介護連携推進事業の実施状況

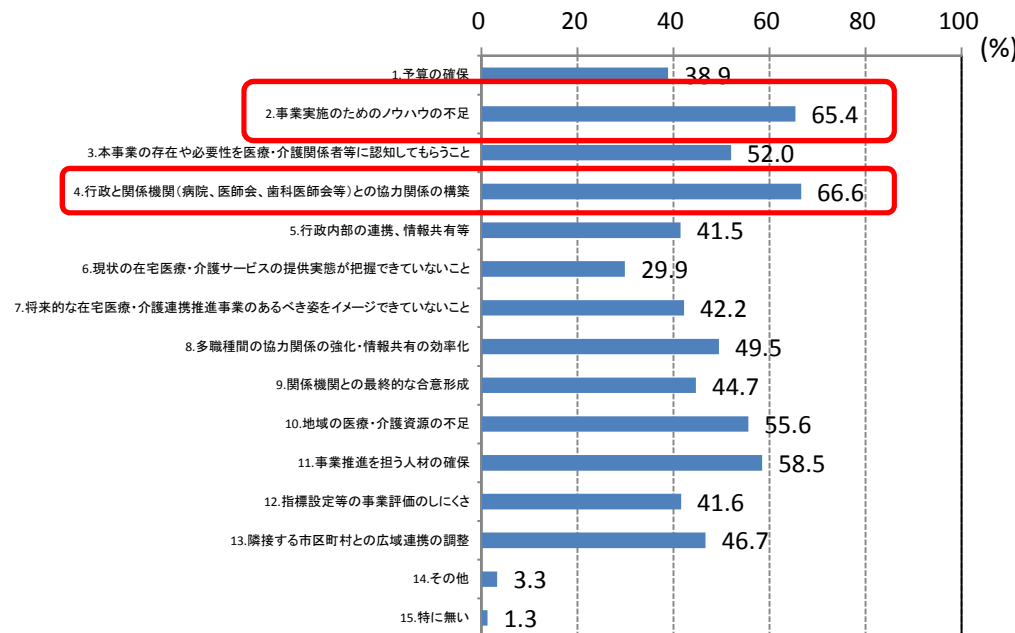
○在宅医療・介護連携推進事業を実施する中での課題

関係機関（病院、医師会、歯科医師会等）との連携、事業実施のためのノウハウが不足と回答している市町村が多かった。

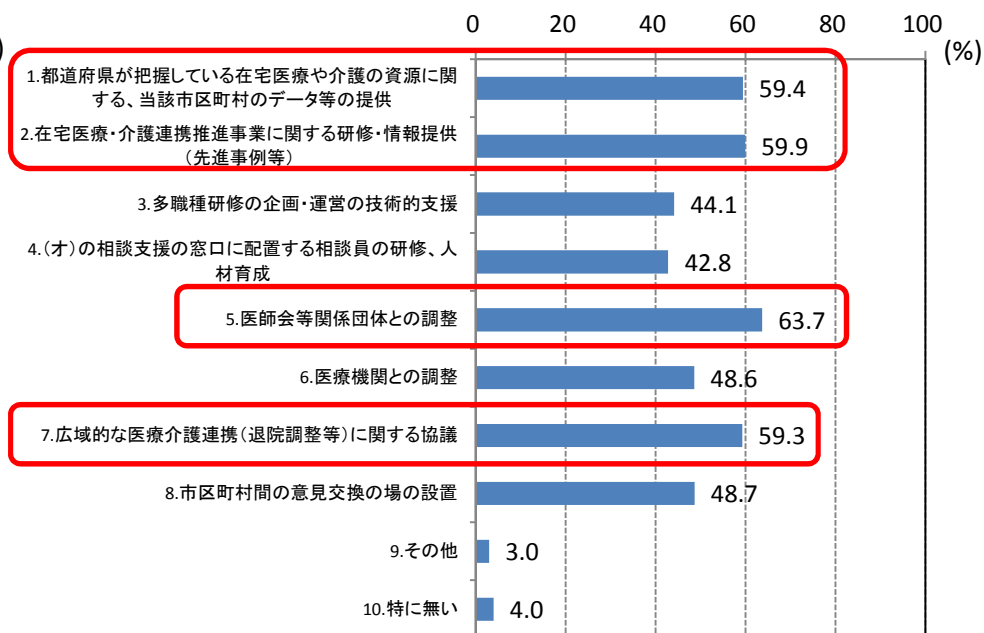
○都道府県からの支援を希望する取組

医師会等の関係団体との調整、在宅医療・介護連携推進事業に関する研修・情報提供、都道府県が把握している在宅医療・介護のデータ提供、広域的な医療介護連携（退院調整等）を希望する市町村が多かった。

在宅医療・介護連携推進事業を実施する中での課題



都道府県からの支援を希望する取組



出典 平成27年度老人保健健康増進等事業

「地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の実施状況等に関する調査研究事業」(野村総合研究所)(速報値)

在宅医療・介護連携推進事業を促進するための国の主な支援策

- 在宅医療・介護連携推進事業の実施にあたっては、
 - ・ 市町村が主体的に、地域の医療・介護関係者の協力を得つつ、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出と対応策について検討すること
 - ・ 市町村が事業実施に係る検討段階から、郡市区医師会等の地域における医療・介護の関係団体等と緊密に連携しながら取り組むことが重要である。
- 医療施策に関する取組は、これまで主に都道府県が対応してきたため、事業実施に必要なノウハウの蓄積は、市町村により様々である。そのため、地域の実情に応じた取組を支援するため、国は主に以下の取組により支援。

在宅医療・介護連携推進事業の計画作成の支援

①在宅医療・介護連携推進支援事業(平成28年度予算(案)事業) ～在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー～

- ・対象 市町村、市町村が想定している委託先(郡市区医師会等)、市町村支援を担う都道府県・保健所
- ・内容 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携推進事業における各取組の効果的な展開方法、グループワーク(実施計画の作成演習)



②地域における医療・介護の連携強化に関する調査研究 ～地域における医療・介護の連携に関する実践的なモデルの作成～

- ・対象 医療・介護連携に取り組む市町村職員
- ・内容 地域資源の実情に応じ、これから医療介護連携に関する取組を進めようとしている市町村にも応用可能な一般化した医療介護連携の取組モデルを作成、提示予定

現状分析のための支援

①「見える化」システムへの在宅医療・介護連携に関するデータ掲載

- ・地域包括ケア「見える化」システム(平成27年7月稼働)に、在宅医療・介護連携に関するデータを掲載し、都道府県及び市区町村が地域の現状分析等に活用できる機能を平成28年6月にリリース予定

②「在宅医療・介護連携推進事業」の継続的な進捗管理

- ・平成28年度においても、「在宅医療・介護連携推進事業」の取組毎に実施状況を調査し、全国の取組状況を周知する。

好事例の横展開

①地方自治体の意見交換の場の設定

- ・在宅医療・介護連携推進支援事業等の場を活用しつつ、好事例の横展開を推進する。

②地方自治体の取組事例の収集と情報提供

- ・取組事例を収集し、地方自治体を対象とする会議や市町村セミナー等の研修、ホームページを活用して好事例の横展開を推進する。

- 目的 本事業は、市町村における在宅医療・介護連携の推進に地域間格差が生じないように、都道府県と連携しながら技術的支援を行い、在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施及び充実を図る。

●事業内容

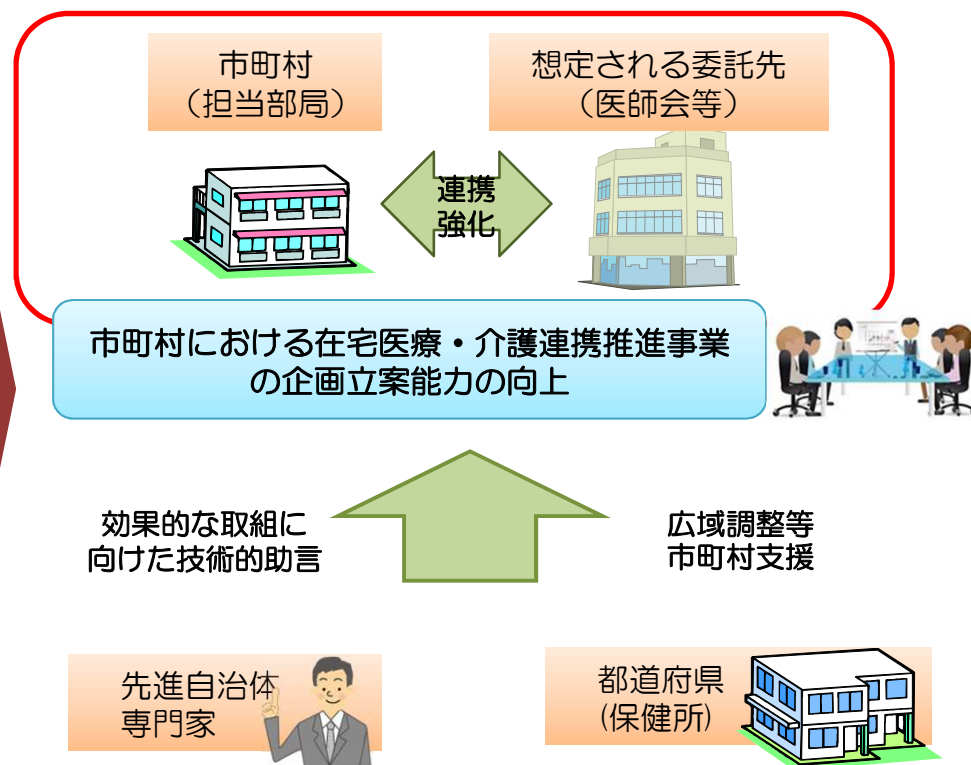
市町村における効果的な在宅医療・介護連携推進事業が実施されるように、市町村、市町村が想定している委託先（郡市区医師会等）、都道府県・保健所等を対象として、事業の企画立案能力の向上を図る「在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー」の実施や市町村に対する技術的助言などの支援を行う。

在宅医療・介護連携推進事業プラン作成強化セミナー

- ・対象 市町村、市町村が想定している委託先（郡市区医師会等）
市町村支援を担う都道府県・保健所
- ・内容 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携推進事業における（ア）～（ク）の各取組の効果的な展開方法
グループワーク（実施計画の作成演習）

在宅医療・介護連携推進事業（地域支援事業交付金）

- （ア）地域の医療・介護の資源の把握
- （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- （ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援
- （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （カ）医療・介護関係者の研修
- （キ）地域住民への普及啓発
- （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携



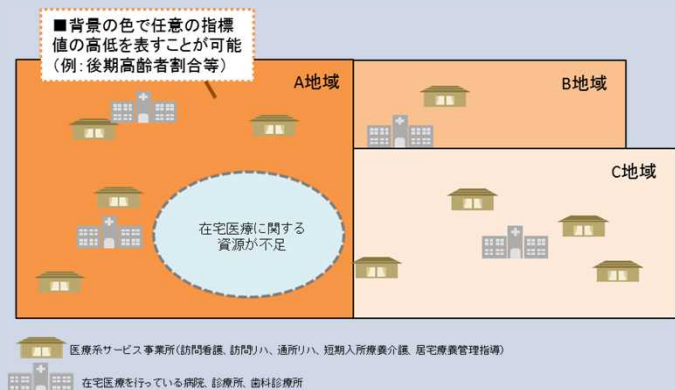
地域包括ケア「見える化」システムへの在宅医療・介護連携に関するデータの掲載について

- ・平成27年7月より稼働している地域包括ケア「見える化」システム(<http://mieruka.mhlw.go.jp/>)において、在宅医療・介護連携に関するデータを掲載し、都道府県及び市区町村が地域の現状分析等に活用できる機能を平成28年6月にリリース予定。
 - ・本機能においては、都道府県が医療機能情報提供制度により把握している在宅医療を実施する医療機関の情報※や介護サービス情報公表システムに登録されているサービス事業所等の情報の地図上への表示及び地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業の実施状況等の情報を掲載することにより下記のような機能が利用可能になる。(下記参照)
- ※医療機能情報提供制度による在宅医療に関するデータの掲載は、都道府県の任意

地域包括ケア「見える化」システム上でリリース予定の機能

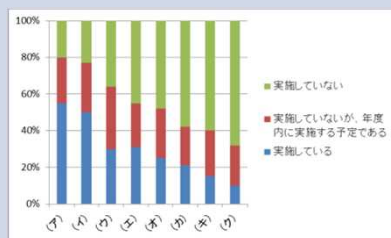
【在宅医療・介護に関する資源のマッピング】

地図上に在宅医療を実施している医療機関や歯科診療所、介護保険サービス事業所等を表示し、地域ごとの資源配置を確認可能。



【在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況】

取組項目(ア)～(ク)についての進捗状況を確認可能。



グラフと地図で
確認可能



都道府県・市区町村が得られるメリット

都道府県



- ・ 都道府県内の在宅医療実施機関(医療・介護の両資源)の配置状況について、地図上で確認し、医療介護提供体制整備の検討資料として活用できる。

市町村(保険者)



- ・ 地域毎の後期高齢者割合等の情報と実際の在宅医療を実施する医療機関等(医療・介護の両資源)の配置状況を合わせて見ることにより、効率的な分析・検討ができる。

都道府県



- ・ 都道府県内の構成市区町村ごとに在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況を把握することにより、効率的な市町村への支援を検討できる。

市町村(保険者)



- ・ 他市区町村の在宅医療・介護連携推進事業の各取組項目の進捗状況から、自治体の進捗状況を客観的に評価できる。

在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた都道府県の取組

－都道府県（保健所）に期待される役割について－

- 都道府県（保健所）は、市区町村が本事業に対して積極的に取り組むことができるよう、各市区町村の取組について、事前の準備状況も含めて進捗状況等を把握し、その状況を共有するとともに、各市区町村の実情に応じて、以下のような支援を積極的に検討することが重要である。

- 都道府県（保健所）の市区町村に対する支援項目及び取組例（在宅医療・介護連携推進事業の手引きより）

(1) 先行事例のノウハウ提供等、事業実施に係る技術支援

- ・ 都道府県内外の先行事例や好事例の把握、情報提供
- ・ 事業実施に係る市町村への技術的な助言や協力

(2) 都道府県が把握している地域の在宅医療・介護に関連する資料やデータの整理・提供

- ・ 医療機能情報提供制度で把握する医療資源の情報提供
- ・ 都道府県（保健所）が把握する医療統計等の整理・提供

(3) 在宅医療・介護連携推進事業に従事する人材の育成及び情報共有の場の設置

- ・ 在宅医療・介護連携に関する相談支援を担う人材育成
- ・ 市区町村や委託事業者等の担当職員を対象とする情報共有の場の設置や効果的な事業立案のための人材育成

(4) 広域的な医療・介護関係者に対する研修

- ・ 広域的に実施する方が効果的、効率的な医療・介護関係者の連携に資する研修
- ・ 小規模市町村における医療・介護関係者に対する研修（都道府県・保健所と市町村との役割分担を協議の上）

(5) 広域的な普及啓発

- ・ 広域的・全県的な普及啓発の実施（在宅療養や在宅看取りに係るパンフレットの作成等）

(6) 「(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村間の連携」に対する支援

- ・ 関係市区町村間の連携、調整
- ・ 医療機関・医療関係団体等への協力依頼等の調整

- 地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療・介護連携に関する事業

- ・ 在宅医療・介護連携のための事業で、地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）以外の事業については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能。
- ・ 市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。
- ・ 医療と介護の双方にまたがる人材確保に関する事業については、当該事業の目的を整理した上で、医療又は介護のいずれかに計上するものとする。

【事業例】 ・在宅医療・介護連携のための相談員（コーディネーター）の育成

- ・ ICTによる医療介護情報共有
- ・ 複数市区町村にまたがる退院調整ルールを作成等、広域的・補完的な在宅医療と介護の連携に関する事業 等

在宅医療の充実

■ 在宅医療の提供体制の充実

□ 訪問診療・往診

- ・医師の在宅医療導入研修
- ・24時間体制等のための医師のグループ化

□ 訪問歯科医療

- ・在宅歯科医療連携室の設置支援
- ・在宅歯科医療技術研修

□ 医療機関間の連携体制構築、情報共有等

□ 訪問看護

- ・強化型訪問看護STやST空白地域への設置支援
- ・新任訪問看護師の研修充実、研修機関の集約化

□ 薬局・訪問薬剤管理指導

- ・衛生材料等の供給拠点の設置支援
- ・訪問薬剤管理指導導入研修

■ 在宅医療推進協議会の設置・運営

在宅医療の推進について県内の在宅医療関係者等で協議を行う。

■ 個別の疾患、領域等に着眼した質の向上

医療関係者に対する専門的な研修や専門的に取り組む医療機関を支援

- | | |
|------------------|-----------|
| □ 看取り | □ 認知症 |
| □ 末期がん | □ 精神疾患 |
| □ 疾患に関わらない緩和ケア | □ 褥瘡 |
| □ 小児等在宅医療 | □ 口腔・栄養ケア |
| □ 難病在宅医療 | □ リハビリ |
| □ 在宅療養にかかる意思決定支援 | 等 |

■ 在宅医療に関する普及啓発

一般住民に対する在宅医療に関する理解を深めるための講演会の実施等

在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携に関する事業

※在宅医療・介護連携のための事業で、右記以外の事業については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能

- ・在宅医療・介護連携のための相談員（コーディネーター）の育成
- ・ICTによる医療介護情報共有 等

※市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。

介護保険の地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）での取組 （地域支援事業交付金）

- （ア）地域の医療・介護の資源の把握
- （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- （ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援
- （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （カ）医療・介護関係者の研修
- （キ）地域住民への普及啓発
- （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

都道府県（保健所）による市町村支援の取組事例

滋賀県の取組事例

○県が目指す在宅医療推進の方向性や保健所、市町、医師会等の関係機関の役割を明示

⇒市町が事業を推進しやすい環境づくり

○県が(ア)～(ク)の取組毎に市町村への具体的な支援策 とスケジュールを提示

○医療介護連携や在宅医療に関する数値目標を設定

⇒退院調整体制整備病院数、地域連携クリティカルパス実施病院等の連携に関する目標や在宅医療に関する目標を設定

○保健所が積極的に市町を支援

⇒地域医師会との調整や地域の退院支援ルールの作成など市町域を超える体制整備や市町担当職員対象の会議を開催



滋賀県19市町 平均実施数5.5個(47都道府県中福井県に次いで多い実施数)

県

- 県が目指す在宅医療推進の方向性
- 保健所、市町、医師会等の関係機関の役割明示⇒市町が事業を推進しやすい環境づくり

保健所

- 地域医師会と市町との連絡調整
- 今まで保健所が行ってきた在宅医療推進事業と今後市町が行う事業の整理、役割分担
- 市町に伴走し、事業推進に関する提案や実施
- 病院バックアップ機能、退院支援ルールなど市町域を超える体制整備
- 郡市医師会や病院等関係機関に対する市町事業への協力要請
- 市町担当部課長等を対象とした在宅医療・介護推進のための会議

市町

- 事業の実施主体
- 開業医や介護事業者など地域に根差した在宅医療・介護人材との関係性の構築

ア) 地域の医療・介護の資源の把握

- ◎ 在宅医療提供機関〔診療所（医科、歯科）、訪問看護、病院、薬局等〕情報
- ◎ 在宅看取り実施機関に関する情報集約と提供
- ◎ その他、県（保健所）が把握しているデータ及び資料提供

イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- 地域の医療機関・介護事業者等の参画が得られやすいよう関係団体への協力依頼
- ◎ 市町間の情報交換の場を設置し、自市町の特徴（課題）の明確化を支援する
- 県内各地の多職種研究会等の情報提供

ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ◎ 先行事例や好事例を把握し、そのノウハウを情報提供する

エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◎ 三次及び二次圏域における既存の情報共有のためのルールの運用状況の評価検討
- 地域連携クリティカルパスの活用
- 多職種・他施設の情報共有を実現する在宅療養支援システム「淡海あさがおネット」の活用

オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◎ 医療・介護関係者の連携を調整・支援する人材の育成を行う
- ◎ 県内の連携調整実践者による情報共有の場を設ける

カ) 医療・介護関係者の研修

- 地域リーダー活動の推進を目的に情報交換会を行う
- ◎ 成人病センター及び滋賀医科大学が実施する人材育成研修への参加、出前講座の活用
- ◎ 上記研修受講者を市町の実践者として活躍してもらえるよう連携する
- ◎ 県と医師会共催で開催する在宅医療セミナープログラムの提供と活用の促進を図る

キ) 地域住民への普及啓発

- 県（保健所）作成の啓発紙等の情報提供
- 市町と県が役割分担をおこなった上で啓発に取組む

ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村間の連携

- 二次および三次医療圏内の病院から退院する事例に関して、県、保健所等は積極的に関係機関との調整を行い、情報共有の方法等に関する協議検討を行う

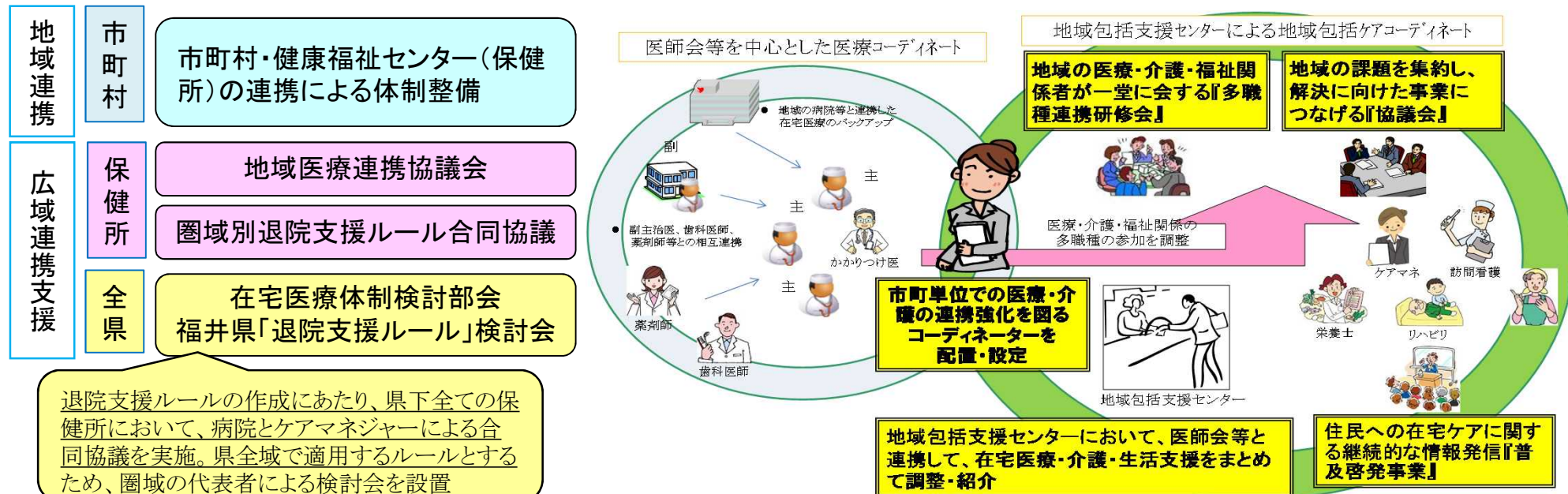
滋賀県（保健所）が実施している支援内容 ◎:H27強化 ○:継続

都道府県（保健所）による市町村支援の取組事例

福井県の取組事例

- 広域での情報共有や連携をサポートするため、全県単位での検討会を設置するとともに、保健所単位で地域医療連携体制協議会を活用した広域連携の調整支援を実施
- 全ての市町で、在宅医療・介護の連携強化を図るコーディネーター（保健師または看護師）を配置し、医師会等の関係機関と連携して、地域の実情に応じた在宅ケア体制整備を実施。あわせて、コーディネーター対象の研修会を実施し、体制整備の要点を伝達。
- その他の市町村支援として、
 - ①各市町への個別訪問を実施。先行事例の資料提供や診療報酬改定等の国動向を伝達
 - ②地域毎の在宅医療の提供状況等の各種データの提供
 - ③広域連携にかかる取組は県が集中支援

福井県17市町 平均実施数5.6個(47都道府県中最も多い実施数)

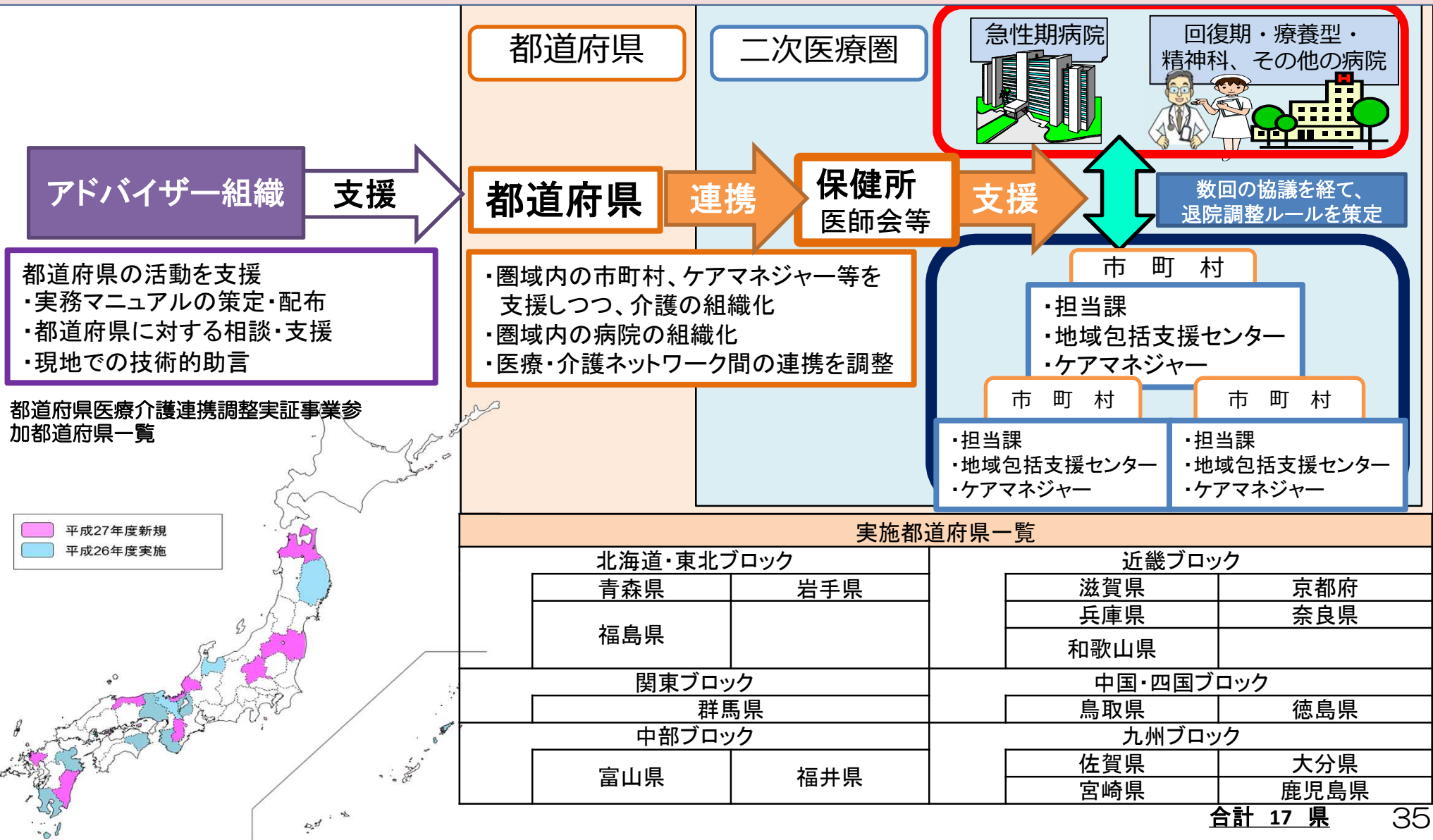


福井県における医療介護連携に係る会議等

福井県における市町単位での在宅ケア体制整備の方向性

都道府県医療介護連携調整実証事業

都道府県の調整のもとで、市町村と介護支援専門員と病院とが協議しながら、地域の実情に応じて、病院から介護支援専門員への着実な引き継ぎを実現するための情報提供手法等のルールを作り、それを実証的に運用し、具体的なノウハウを蓄積することを目的として行う。



在宅医療・介護連携推進事業の促進に向けた役割分担のイメージ

国の取組み

- ①在宅医療・介護連携推進事業に関する計画作成の支援
 - ・在宅医療・介護連携推進事業の企画立案に関するノウハウ、マニュアルの提供
- ②都道府県、市町村による在宅医療・介護連携に関する現状分析のための支援
 - ・在宅医療・介護連携に関する現状や課題分析に必要なデータの収集及び課題抽出を容易にする形での提供（見える化）
- ③好事例の横展開
 - ・取組事例を収集し、様々な機会を活用して好事例の横展開を推進

都道府県（保健所）の取組み

- ①小規模市町村等に対する効果的な事業の導入・展開に向けた支援
 - ・都道府県内外の先行事例のノウハウ提供等、事業実施に係る技術支援
 - ・都道府県が把握している地域の在宅医療・介護に関連する資料やデータの整理・提供
 - ・在宅医療・介護連携推進事業に従事する人材の育成及び情報共有の場の設置
- ②複数市町村にまたがる連携の取組等、広域的な在宅医療・介護連携の推進に向けた支援
 - ・広域的な医療・介護関係者に対する研修
 - ・広域的な普及啓発
 - ・「(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村間の連携」に対する支援

市町村の取組み

在宅医療・介護連携推進事業の着実な導入・実施

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| (ア) 地域の医療・介護の資源の把握 | (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 |
| (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 | (カ) 医療・介護関係者の研修 |
| (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 | (キ) 地域住民への普及啓発 |
| (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援 | (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 |

【ご参考】

- ▼ 各地域での在宅医療・介護連携の推進に係る(ア)から(ク)についての先進的な取組事例、実施体制や予算、取組のポイント等については、下記の調査研究事業を参考にしていきたい。

URL: http://www.nri.com/jp/opinion/r_report/pdf/201502_report_1.pdf

「地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療・介護連携の推進における、実践的な市町村支援ツールの作成に関する調査研究事業」(平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 野村総合研究所)

- ▼ 都道府県(保健所も含む)による市区町村支援の取組事例については、実施体制や予算、取組のポイント、都道府県・保健所・市区町村の関係等について、下記の調査研究事業を参考にしていきたい。

URL: http://www.nri.com/jp/opinion/r_report/pdf/201502_report_2.pdf

「医療・介護分野における都道府県が行う市町村支援の好事例の収集に関する調査研究事業」(平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 野村総合研究所)

- ▼ 平成26年度高齢者リハビリテーションの機能強化モデル事業 都道府県医療介護連携調整実証事業報告書(平成27年3月 三菱総合研究所)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000084338.pdf>